

1.6 安全確保設備等の運転責任者について

1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉については，東北地方太平洋沖地震に伴う事故の影響により，非常用炉心冷却系等の設備が使用できない状況にあり，事故後に設置した原子炉压力容器・格納容器注水設備等によりプラントの運転管理を行っている。

これらの事故後に設置した設備の運転操作，設備異常時の対応等については，事故後しばらくの間は，設備所管箇所（当時の福島第一安定化センターにおける各設備所管箇所）において行ってきたが，設備の運転操作及び設備不具合等の異常対応については免震重要棟に常駐している当直が対応した方が，早期且つ合理的に対応できることを踏まえ，当直へ設備運用の移管準備が整った「原子炉压力容器・格納容器注水設備」や「窒素封入設備」等については，福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定第12章（以下「保安規定」という）を変更の上，保安規定に基づき当直による設備運用を行っている状況である。（本実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」にも反映済）

また，現状，当直へ設備運用の移管が完了していない汚染水処理設備等についても，保安規定に基づき，同設備等の運用に必要な知識を有する者により設備運用を行うとともに，当直へ設備運用を移管すべく準備（当直への設備説明や関連するマニュアルの整備等）を進めているところであり，当直への移管の準備が完了するタイミングにおいては，本実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の関連する条文を変更の上，変更した実施計画に基づき当直による設備の運用を行っていく予定である。